

研究ノート

1930年代のコンゴ盆地における日本品の進出

北 川 勝 彦

要 約

本研究ノートでは、1930年代中頃において、日本商品のアフリカ市場への進出を可能にした国際的枠組、すなわち「コンゴ盆地条約」とその改廃をめぐる動向について考察した。中央アフリカにおいて通商の自由と外国人に対する均等待遇の原則が定められたのは、1885年のベルリン会議の一般議定書においてであった。本議定書は、1890年のブリュッセル会議の一般議定書および宣言書により追補され、1919年、サンジェルマン・アン・レーにおいて締結された条約により更に修正されたが、通商上の均等待遇の原則に関しては変更されなかった。こうした背景の下で、日本品市場としてのベルギー領コンゴの可能性が調査されている。『白耳義領コンゴ—経済事情』では、タンガニーカのダルエスサラームを拠点とする通商戦略が提案された。というのは、日本品の販路としてコンゴ市場を確保するには、インド洋岸の東アフリカを切り離しては困難であると判断されたからである。ベルギー領コンゴでは、アフリカ人向け商品の大部分は綿布で、全体として見れば、日本品の競争振りには驚嘆すべきものがあつたが、しかし、捺染綿布キテンゲを主とするイギリスの地位は牢固たるものがあつた。コンゴ盆地条約は、実施日から10年を過ぎると改訂が可能であり、イギリスより1935年7月には条約改訂会議を開催したい旨の提案がなされた。日本政府は、他の署名国に反対がない限りなんら異議がないとの回答を行なったが、コンゴ盆地条約は、植民地通商に関する理想的基準をなすものであり、平和を希望する関係各国政府の努力によって存続させねばならないとの立場に立った。

キーワード：条約改正；ベルリン会議；コンゴ盆地条約；綿織物市場；国際経済秩序
 経済学文献季報分類番号：04-10；04-23；04-50；06-22；07-40

目次

- 1 はじめに—本研究の課題—
- 2 日本のアフリカ進出の国際的枠組—コンゴ盆地条約—
- 3 日本の通商戦略と綿織物輸出市場としてコンゴ盆地地域
- 4 コンゴ盆地条約改訂問題と日英関係
- 5 むすび—今後の課題—

1. はじめに——本研究の課題——

近年、日本経済は、高度に複雑化した国際関係の中に位置づけられると同時に、そうした

グローバルなシステムの形成に深くかかわるようになった¹⁾。しかし、アフリカに関する限り、こうした国際化スキームの実施にあたって、われわれの知識の状態はブラインド・スポットのように思われる。それは、アフリカと日本との経済統合の程度が相対的に低いことによるのかもしれないが、日本とアフリカの関係が過去と現在の国際システムのあり方に規定されていたとも言える。したがって、現在および将来における日本の世界大のシナリオの中に正しくアフリカを位置づけるためには、アフリカ大陸との過去の経済関係を明らかにしておく必要がある。この研究ノートは、筆者が、主としてアフリカの経済状況に関する戦前期の日本とイギリスの領事報告に基いて試みてきた「両大戦間期における日本とアフリカの通商関係」に関する研究の一部をなしている²⁾。

1920年代末から30年代初頭の世界恐慌を契機にして、イギリスはアフリカにおける植民地市場の確保へ、日本は新市場アフリカへの輸出拡大へと動いた。1930年代中頃において、日本にとってアフリカでもっとも重要な市場となったのは、エジプト、南アフリカ、イギリス領東アフリカ、フランス領ならびにスペイン領アフリカおよびモロッコである。しかし、これらの市場とともに注目され、有望視された市場があった。それは、ベルギー領コンゴとその周辺である。この地域は、アフリカ大陸の中央、すなわちコンゴ盆地地域に位置し、通商上および戦略上、重要な位置を占めていたからである。また、この地域は、1885年のベルリン西アフリカ会議の議定書および1919年のサンジェルマン・アン・レー条約によって、加盟諸国には開発、居住および通商の自由と機会均等が承認されていた。

本研究の主たる目的は、1930年代中頃において、日本商品のアフリカ市場への進出を可能にした国際的枠組、すなわち「コンゴ盆地条約」とその改廃をめぐる日英の動向について考察することにある。この報告では、外務省記録「伯林一般議定書並『ブラッセル』議定書改訂に関する国際条約関係一件(コンゴ盆地条約)」に主として依拠しながら、次の点について考察する³⁾。すなわち、第1に、「コンゴ盆地条約」の歴史的背景とその内容、第2に、1930年代のアフリカ市場における日本製品とイギリス製品の競争状況、第3に、「コンゴ盆地条約」の改廃をめぐるイギリス側の動向と日本の姿勢、である。こうして、1930年において日本とアフリカを結びつける背景をなした国際経済秩序への理解を深めたいと考える。

2. 日本のアフリカ進出の国際的枠組——コンゴ盆地条約——

(1) 条約改正と日本・コンゴ自由国「宣言書」

コンゴ盆地条約の検討に先立ち、日本のベルギー領コンゴへの経済進出にいたるまでの日本とベルギーの外交関係について触れておきたい。日本とベルギーの間に修好通商条約と貿易規則が締結されたのは、1866年8月1日であった。貿易規則に定める協定税目および輸出

入関税表には、1866年6月25日に調印された「改税約書」の内容が採用された⁴⁾。「改税約書」は、輸入関税について安政の5カ国条約で定められていた協定税率2割を大幅に引き下げるもので、協定税率は当時の平均価格の5分に相当する重量税と定められていた⁵⁾。このために、日本は一方的に自由貿易を許す状態になった。日本にとって輸入障壁が存在しないのは、近代産業の育成を不利にする。したがって、1871年以降、条約改正が明治政府の重大な政治課題となった。

従価5分相当の協定関税率が改善されたのは、1894年、陸奥宗光外相によってイギリスとの間に行なわれた条約改正の時であった。この成果としては、一部の協定税率を上げることができた点と協定税目68品目以外は日本の定める国定税率を適用できるようになった点をあげることができる。イギリス、フランス、ドイツ、アメリカからの年平均5万円以上の輸入品に限り協定税目に掲げ、その他の国とは協定を結ばずに最恵国待遇によって等しく適用する方針が採られた。

ところで、ベルギーとの間では、1896年6月22日に、日本全権青木周蔵とベルギー全権ポール・ファブローの間で新通商航海条約と付属議定書が調印された。ベルギーからの輸入品の関税は、日本の普通関税法（国定税率）により定められるが、最恵国待遇によって、ベルギーはイギリス、フランス、ドイツと同様の待遇を受けることになった。改正条約は、1899年7月17日より実施された⁶⁾。

この翌年、1900年1月17日には、「日本帝国と『コンゴ』独立国間の修好及居住に関する宣言書」が、ベルギー全権ファン・エートフェルデと日本全権本野一郎の間で調印されている。この「宣言書」は、次のような内容のものであった。すなわち、第2条では、両締盟国の間で相互に通商および航海の自由が認められた。第3条では、居住権、旅行権、不動産および各種動産の所有、遺囑又は其の方法に因る動産および不動産の移転、ならびに合法に取得した各種動産および不動産の処分に関して、両締盟国の臣民は最恵国の臣民と同様の特典を持つことが認められた。第4条では、両締盟国は通商および航海においてすべて最恵国待遇が認められている⁷⁾。

陸奥宗光によって改正された条約の有効期間は12年と定められ、1911年7月16日が期限であった。第二次桂太郎内閣は、完全な関税自主権の回復を目的として、対等互惠が得られることを条件に、なるべく税率協定は行なわない方針で条約改正交渉に臨んだ。条約改正の過程で交渉は難航したが、イギリス、フランス、ドイツとの間では調印にこぎつけた。しかし、ベルギーとは改正条約を締結できなかった。それは、ベルギーが印刷料紙、板ガラス、鉄の税率協定を求め、日本が拒否したためであった。1899年の陸奥による改正条約では、ベルギーには最恵国待遇により日本とドイツやイギリスなどの間で結ばれた協定税率が適用さ

れていたが、小村寿太郎の改正条約では、主要貿易国との税率協定は特産品に限定されたために、たとえばベルギーの板ガラスは税率協定がなされず、その税率が、従価2割5分に引上げられたからである。しかし、無条約状態を避けるために、1911年7月8日に暫定取り決めが結ばれ、日本とベルギーの両国は新条約が締結されるまで、通商航海および関税に関する最恵国待遇を相互に保障することになった⁸⁾。

第一次世界大戦終了後、日本政府は、関税条約と居住条約を不可分とする方針の下で、条約の見直しを行なった。日本とベルギーとの暫定取り決めには、居住に関する項目がなかったために、1921年10月以降、新条約の締結交渉が行なわれた。交渉は、必ずしもスムーズ進んだわけではないが、ベルギーが日本政府の強い態度を受け入れて、ついに1924年6月27日、安達峰一郎ベルギー大使とヒマンス外相の間で新条約が調印された⁹⁾。第一次世界大戦後の日本は、相互的条件の下で沿岸貿易の開放、土地所有権と鉱山所有権の相互的開放、本国と植民地への条約適用など、対等互惠の通商自由主義を進めた。この方針の下で最初に結ばれたのが、1924年のベルギーとの通商航海条約であり、沿岸貿易の相互開放や付属地—朝鮮とベルギー領コンゴ—への条約適用がはかられたのである¹⁰⁾。ベルギー領コンゴにおいては、1885年のベルリン一般議定書および1890年のブリュッセル議定書によって機会均等が義務付けられており、しかも、日本は、1919年9月2日コンゴ盆地条約に署名していたために、付属地への条約適用の交渉はまとまりやすかった。次に、このコンゴ盆地条約の歴史的背景とその内容および日本にとっての意義について検討する。

(2) コンゴ盆地条約と日本

中央アフリカにおいて通商の自由と外国人に対する均等待遇の原則が定められたのは、1885年2月26日のベルリン会議の一般議定書においてであった。19世紀後半、中央アフリカにおける列国の勢力範囲拡張競争が激化した。この地方におけるフランスとベルギー両国の展開を阻止しようとして、1884年4月26日付でイギリスとポルトガルの間で成立した条約があった¹¹⁾。これに対して、フランス、ベルギー、ドイツその他の諸国から猛烈な反対があり、その結果、ドイツ宰相ビスマルクの斡旋の下でベルリン会議が開催されることになった。コンゴ川流域およびその隣接地においてすべての国民に対して通商上の完全な自由を確保する目的で、議定書は作成されたのである。その参加国は、ドイツ、オーストリア、ベルギー、デンマーク、スペイン、アメリカ合衆国、フランス、イギリス、イタリア、オランダ、ポルトガル、ロシア、スウェーデン、トルコの14カ国であった。

この議定書は、1890年7月2日のブリュッセル会議の一般議定書及び宣言書により追補された。次いで、議定書は第一次世界大戦後、1919年9月10日、サンジェルマン・アン・レー

において締結された条約により更に修正されたが、通商上の均等待遇の原則に関しては変更されなかった。いわゆる「コンゴ盆地条約」というのは、日本をはじめ、イギリス、アメリカ合衆国、フランス、ベルギー、ポルトガル、イタリアの7カ国の全権によって署名されたこの最後の条約を指す。イギリスには、イギリス本国と南アフリカ連邦、オーストラリア、カナダ、インドおよびニュージーランドが含まれる。イタリアおよびアメリカ合衆国の批准書寄託は、それぞれ1931年4月14日と1934年10月29日に行なわれた¹²⁾。

ドイツとオーストリアは、ベルリンおよびブリュッセル議定書の当事国でありながら、この条約に加入していないが、ベルリン一般議定書、ブリュッセル一般議定書およびサンジェルマン・アン・レー条約の精神に照らして両国にも適用されるものと解釈された。また、トルコに関しては、対トルコ平和条約においてコンゴ盆地条約に加入し、批准することが約束されていた。コンゴ盆地条約がベルリン会議の一般議定書と異なる主な点は、議定書が完全な貿易の自由を規定しているのに対して、この条約は差別的関税だけを禁じていることである。また、議定書の場合、受益者はすべての国民であるのに対して、この条約の受益者は加入国の国民に限定されていることである¹³⁾。

この条約は、25か条の本文から構成されているが、以下では、主たる条項を概観しておく。

加入国の国民に対して通商上の均等待遇を維持する原則は、第1条に規定されている。その適用地域は、ベルリン一般議定書第1条に規定されている境界内である。すなわち、(ア) コンゴ川とその支流を形成する地方、(イ) 南緯2度30分の緯度線よりロージェ河口にいたる間の大西洋に沿う海岸地帯、(ウ) コンゴ川流域より東方に展開してインド洋にいたり、北緯5度より南方のザンベジ川河口にいたる地帯、である。具体的には、フランス領赤道アフリカおよびフランス委任統治地域カメルーンの一部、ベルギー領コンゴ、ベルギー国委任統治地域ルアンダおよびウルンディ、ポルトガル領東アフリカ（モザンビーク）および西アフリカ（アンゴラ）の各一部、イギリス領北ローデシアの一部、イギリス保護領ニヤサランド、ウガンダおよびザンジバル、イギリス領ケニア植民地、イギリス委任統治地域タンガニーカ、イタリア領ソマリランドの一部、エチオピアの南部、イギリス・エジプト領スーダンの南部、が入る¹⁴⁾。

加入国の商品は、第1条に規定された地方において自由に搬入され、その輸出入に際してなんらの差別待遇をうけない。また、その通過についても単なる手数料徴収以外一切の税金、料金または課金は免除される。(第2条第1項) 第1条の地域内で、締約国の中の一国の権力の下にあるいずれの地方においても、加入国の国民はその身体および財産の保護を受ける。また、加入国の国民は、動産および不動産の取得と移転および営業の実施に関して、

この地域に権力を行使する国の国民と同等の待遇と権利を享有する。ただし、当該地方の公共の安全および秩序を維持する必要に伴う制限を受ける。(第3条) また、各国は、その国有財産を自由に処分し、かつ当該地方における天然資源開発の権利を保有するが、この権利の行使については、加入国の国民に対しても均等の待遇を与えねばならない。(第4条)

加入国の船舶は、第1条の定める地域の海岸を自由に通行し、その海港に寄港することができ、なんらの差別的待遇をうけることはない。航行および寄港の自由ならびに貨物と旅客の運送の自由は、前記の海岸および海港についてだけではなく、ニジェール河の本支流ならびに第1条の地域内の諸河川の本支流および湖水に及ぶ。(第5条) 加入国の船舶は、寄港停泊滞留の荷おろしまたは強制入港の義務を負うことなく、また、単純な航行の事実を理由として何らかの制限または課金を命じられたり、通行税を課せられることはない。船舶内の商品にもなんらの通行税が課せられることはない。航行そのものの手つづきに対する料金または税金を徴収することは認められているが、この料金や税金の率については差別的待遇を受けることはない。(第6条) 前記の河川および湖水の本支流のある区域における水路を改修する目的で設けた道路、鉄道または傍系運河については、交通機関である限り、右の河川および湖水に属するものとみなされ、加入国の国民の通行に対して等しく開放される。これらの交通機関の開設、維持および管理などの費用を考慮して定められる通行税は徴収されるが、その税率は加入国に均等に維持される。(第7条) 第15条では、署名国は、条約実施の日より10年後、その経験に照らして有益であると認められるべき修正を加えるために会合を開くことができると定められていた。以上のように、この条約は、1920年代後半から1930年代において日本がコンゴ盆地地域に進出する可能性を開く一方で、進出の範囲を規定する枠組となった¹⁵⁾。

3. 日本の通商戦略と綿織物輸出市場としてのコンゴ盆地地域

(1) 日本の対コンゴ盆地地域通商戦略——『白耳義領コンゴ—経済事情』——

1927(昭和2)年6月27日付の在ケープタウン領事今井忠直から外相田中義一宛の報告「館員白耳義領へ出張の件」によると、昭和2年3月12日付で許可が出ていた外務書記生加藤喜太郎がベルギー領コンゴへ派遣され、6月3日に帰館した本人の報告書が外務省通商局に送付されている。加藤書記生の執筆した報告書は、昭和2年6月に印刷され、外務省通商局より出版された¹⁶⁾。

この報告書では、日本品市場としてのベルギー領コンゴの可能性が次のように論じられている。この地域のヨーロッパ人の人口は少ないので、高級品の有望な市場ではあるが、急速に拡大するとは考えにくい。絹製品、綿製品、ファンシー・グッズ、陶器、ガラス製品、小

間物類などと並んで、南アフリカに輸出されていた商品のうち南アフリカ市場で競争できないような嵩張る商品（たとえば琺瑯鉄器）や魚類の缶詰があげられている。

アフリカ人の顧客としては、鉱山都市に働くものと綿花やコーヒーの栽培に従事しはじめた農村部に暮らすものがある。前者には、比較的購買力がある。後者も椰子の実の採取や綿花の栽培で現金を得れば、需要が生まれるであろうと記されている。鉱山都市に働くアフリカ人の中では、メリヤスのシャツ、白またはカーキのシャツ、半ズボン、女性用の布（ブルーの地に白い模様を抜いたもの、赤地に白の渦巻や直線模様、インディゴ地に水玉模様）、農村のアフリカ人の中では、刃物類、柄付ナイフ、エナメル鉄器、蠟燭、マッチ、瀬戸物、アルミニウム器などの道具類、また、市中で働くアフリカ人には、安洋服、古洋服、長ズボンなどの需要があると報告されていた¹⁷⁾。

この報告書の中では、タンガニーカのダルエスサラームを拠点とする通商戦略が提案されていた。日本品は、東アフリカ諸港をへてコンゴに入ることになるが、3つのルートが考えられた。すなわち、①ベイラからローデシア鉄道でエリザベスビルにいたるルート、②ダルエスサラームからタンガニーカ鉄道によってタンガニーカ湖の東岸キゴマにいたり、キゴマから水路カタンガのアルバートビルに達するルート（東部コンゴ、ルアンダ委任統治地、カタンガ北部への道）、③モンバサからウガンダをへて、コンゴ北東部およびキロ金鉱地方に入るルート、である。

このうちで最も重要と考えられたのは、第2のルートである。というのは、東アフリカ諸国を切り離して日本品の販路を確保し、コンゴを市場とすることはできないからである。しかし、アフリカ西海岸からのルートが開発されると、このルートを通じて東アフリカに商品が流入してくる可能性があった。1926年、日本—東アフリカ間の定期航路が開始され、モンバサについては知られるようになったが、ダルエスサラームとその後背地の重要性はまだ認識されていない。タンガニーカ鉄道は、タンガニーカ湖の東岸キゴマを終点としていた。キゴマからは、水路でカタンガのアルバートビルにいたり、東部コンゴのキブ、委任統治地のルアンダに達することができた。アルバートビルとコンゴ川のカバロの間には鉄道があり、カバロからコンゴ川に沿って東部コンゴ、とくにスタンレービルに商品は移動できる。また、カバロからコンゴ川を遡ってカタンガのブカマに達し、カタンガ鉄道でエリザベスビルに入ることができた。ダルエスサラームからエリザベスビルへの商品輸送は、季節によって時間が異なったものの、運賃は安かった。

ダルエスサラームからは、ウガンダにもルートが開ける可能性があった。ダルエスサラームから西方530マイルにはタボラがあり、タンガニーカ湖へのルートとビクトリア湖やニヤサ湖へのルートの交差点になっていた。当時、タボラからビクトリア湖のムワンザまでの鉄

道が建設中であった。ムワンザはタンガニーカの綿花と落花生の主要産地である。従来、これらの物産はビクトリア湖よりケニアへウガンダ鉄道で運ばれたが、この路線が完成するとダルエスサラームにも輸送され、逆にダルエスサラームから商品が内陸に輸送されることになる、と報告書では予想されている¹⁸⁾。

タンガニーカは、サイザル、落花生、コーヒー、綿花などの栽培が行なわれており、原料供給地および投資地としても重要であった。特に綿花の栽培には注目すべきである。日本の綿花買付商社が東アフリカの綿花市場で活躍するようになり、イギリスの企業家の間ではいったいどこに供給するために綿花栽培に投資したのかという声が聞かれるようになっていたようである。そこで、報告書では、次のような提言が行われていた。日本の企業家がすすんで生産活動を行なえる土地を選択し、東アフリカの開拓に寄与すべきである。タンガニーカは、国際連盟のB式委任統治地であり、このような自由未開拓の土地を選択して投資を促進すべきである。そのためには、アフリカに関心を有する輸出組合や商業会議所が東アフリカおよび中央アフリカへの進出策を考えなければならない。たとえば、イギリス綿花栽培協会（British Cotton Growing Association）の設立の目的、組織、活動を研究し、それを参考にして日本の貿易業者はアフリカ通商団体を組織し、東アフリカや中央アフリカへの投資策を練る必要がある。また、タンガニーカ委任統治地と東部コンゴを中心に専門家の視察団を組織して、実地踏査を行なうことが求められていたのである¹⁹⁾。

（2）日本製綿織物市場としてのコンゴ盆地地域

イギリス領東アフリカ

東アフリカに日本から輸入された主要な商品としては、ビール、陶磁器、ガラス製品、セメント、トタン板、琺瑯鉄器、鉄鋼製品（刃物、工具、錠前、ナイフ）、綿織物、綿毛布、メリヤス製品、衣服類、マッチなどがあつた。最も多いのは、綿織物と雑貨品である。

東アフリカに輸入された綿織物のうちで日本製品がどれほどのシェアを占めていたのかを正確に把握することは困難であるが、東アフリカの綿織物輸入額に占める日本製品の輸入額は、1931年以後急増し、36年には日本製品のシェアは80%に達した。1920年代には、イギリス、インド、オランダの製品が多くシェアを占めていたことから判断すると、1930年代に東アフリカの綿織物輸入額の年平均65%を日本製品が占めるようになったことは、驚くべきことである²⁰⁾。（表1参照）

それでは、この日本製綿織物の中で、どのような製品が東アフリカに輸入されたのであろうか。1926年と1939年の間に東アフリカに輸入された日本製綿織物のうちで、金額の面でも数量の面でも最も多かつたのは、未晒綿布（粗布）であつた。しかし、1932年以後、捺染綿

表1 東アフリカにおける綿布輸入額（国別），1926-1939年 単位1000ポンド

年	輸入額	日本	イギリス	インド	オランダ
1926	1,797	438	543	335	375
1927	1,958	436	592	335	462
1928	1,050*	—	—	—	—
1929	1,176*	—	—	—	—
1930	1,436	253*	227*	81*	178*
1931	1,183	503	237	196	204
1932	1,151	527	258	116	114
1933	1,188	675	220	77	114
1934	1,258	891	240	60	45
1935	1,478	1,109	263	57	38
1936	1,530	1,225	190	57	32
1937	2,026	1,612	195	103	78
1938	1,562	1,168	186	81	99
1939	1,457	1,087	146	63	63

注：東アフリカは、ケニア、ウガンダ、タンガニーカ、ザンジバルを指す。1926-33年は、ケニア、ウガンダ、タンガニーカの合計、1934-39年は、ケニア、ウガンダ、タンガニーカ、ザンジバルの合計。*印はタンガニーカを含まない。

資料：外務省通商局『海外経済事情』各号

布、反染綿布および糸染綿布が増加している。未晒綿布の輸入額を見ると、東アフリカ市場における日本製品のシェアは、世界恐慌期の1930～1933年には落ち込みがあったものの、30年代後半には90%を占め、1926～39年の平均で67%が日本製粗布であった。これらの未晒綿布は、日本では東洋紡績、日本紡績、泉州織物、内外綿で生産されたものを主としていた。需要は、農産物の出回る時期に多くなり、主としてアフリカ人の衣服、カンジュ（男子用の衣服）の材料として、またシューカス（腰巻）として利用された。

晒綿布についてみると、1920年代後半から30年代初頭には、やはりイギリス製品とオランダ製品が多く、晒綿布の輸入額に占める日本製品のシェアは20%内外であった。1930年代後半には80%近いシェアを占めるようになっていく。1926～39年における日本製品のシェアは、41%である。この晒綿布は、アフリカ人男女のカンジュ、シューカス、および肌着に利用された²¹⁾。（表2参照）

捺染綿布については、東アフリカでは、イギリス製品が多かったが、1934年以後ようやく日本製品が大量に輸入されるようになった。日本製品としては、捺染細綾が中心であって、カンガについてはイギリス製品に及ばなかったようである。同様に、反染綿布の輸入額についても、1930年代になって増加し始めた。東アフリカにおける反染綿布の輸入額に占める日本製品のシェアは、1930年代後半には75%を越えている。したがって、東アフリカ市場において、イギリス製品およびオランダ製品と日本製品のシェアの逆転が、日英間の貿易摩擦の

表2 東アフリカの綿布輸入額（種類別）1926-1939年 単位1000ポンド

年	未晒綿布	晒綿布	カンガ	捺染綿布	反染綿布	糸染綿布
1926	669(403)	149(11)	—	233(5)	397(6)	349(37)
1927	669(390)	881(20)	—	261(16)	431(9)	427(78)
1928	265(143)	96(10)	—	135(51)	266(10)	288(15)
1929	390(346)	78(17)	—	157(61)	248(11)	303(87)
1930	423(142)	93(16)	—	124(44)	181(9)	186(54)
1931	393(163)	100(22)	—	143(65)*	282(14)	143(68)
1932	272(96)	86(18)	—	150(30)*	269(54)	213(21)
1933	295(86)	76(22)	—	133(39)*	303(112)	229(32)
1934	284(261)	90(59)	102(6)	184(163)	339(207)	253(187)
1935	362(343)	115(87)	141(6)	245(215)	376(270)	241(184)
1936	393(374)	149(124)	106(13)	254(233)	379(285)	240(188)
1937	426(395)	195(168)	155(21)	284(254)	581(464)	276(302)
1938	393(384)	108(82)	191(51)	226(196)	371(262)	267(193)
1939	374(275)	121(92)	112(22)	225(196)	452(359)	191(137)

注：東アフリカは、ケニア、ウガンダ、タンガニーカ、ザンジバルを指す。1926-33年は、ケニア、ウガンダ、タンガニーカの合計、1934-39年は、ケニア、ウガンダ、タンガニーカ、ザンジバルの合計。（ ）内は日本綿布。

*はカンガを含む

資料：外務省通商局『海外経済事情』各号

原因となった。反染綿布には、カニキという黒染綿布（女性用の頭巾と腰巻）、ホドルンギ（茶褐色染の綿布、男性用のカンジュ）、紅天竺、カーキドリル（都市部のアフリカ人用洋服）、クレープ（上流アフリカ人用のカンジュ、ヨーロッパ人の子供服）などがあった。また、糸染綿布も、金額の面で1934年以降、総輸入額の70%を日本製品が占めるようになっていく。糸染綿布には、縞リン（アフリカ人、インド人、アラブ人の肌着）、キコイ（アフリカ人男性用腰巻）、クングル（基盤縞のアフリカ人用肌着）、キスワ（アフリカ人女性用腰巻、アラブ人男性用ターバン）があった²²⁾。

ベルギー領コンゴ

山下書記生の調査に基づいて在モンバサ領事茂垣長作の行った報告によると、ベルギー領コンゴでは、アフリカ人向け商品の大部分は綿布で、スタンレーヴィル州各地のアフリカ人相手の店頭には並ぶ商品は6割から8割まで綿布類であった。小売店の店頭では、捺染が多く、次いで反染、生地、糸染、晒の順である²³⁾。

捺染綿布は、キテングと普通捺染物に分かれる。キテングは、大柄の平織捺染綿布で、幅1ヤール、長さ7ヤールを一反とする。用途は、アフリカ人用の腰布またはモンバヤ・ローディと称する婦人服である。キテングは、上下二種類あり、上物は英国製の蠟結染めで、柄も染色も美しいが高価なためにアフリカ人の手には届かなかった。これは、イギリス領東アフリカのカンガと同様である。下級品は、蠟結染めのまがい物であって、美しさは劣るが安

いのでアフリカ人には歓迎された。この商品は、イギリス、ベルギー、オランダから輸入されていた。日本からもジャワ向け更紗をこの地方に試験的に回したが、外国製品と価格がそれほど異ならず、柄もアフリカ人には不向きで不評であった。キテンゲの市場は、ベルギー領コンゴのみならず西アフリカ一帯にわたる。茂垣領事は、日本の業者としては大いに研究の余地があると報告している。その場合、どのようにしてアフリカ人の趣向に合う柄を作るかである。意匠図案の専門家をアフリカに派遣して、現地商人と緊密な連携が求められる、と報告では指摘されていた。調査によると、スタンレーヴィルでは、赤みがかった褐色と濃藍色を基調とするものが多く、ウェレ地方では、日本の大柄紺地浴衣のような色柄の売れ行きが良いようであった²⁴⁾。これに対して、普通の捺染物は、ほとんど日本品でイギリス領東アフリカ向けのものと同様の安価品が中心であった。用途は、キテンゲ代用の婦人の腰布および婦人服である。一番売れゆき良かったのは、この種の綿布であった。したがって、アフリカ人の好みに合った柄を作るように心がけ、流行の変遷に目をむけることが必要であると報告されている。膚着（襯衣）用の捺染縞物も価格が安いので歓迎された。茂垣領事の調査報告によると、太縞の捺染物もルアンダやウルンディでは腰布用として喜ばれていたようである²⁵⁾。

反染綿布の中で、コンゴ向けの無地染綿布は、インディゴ・ドリルとカーキ・ドリルが主で、その他の色物は見かけなかった。インディゴ・ドリルは、濃藍色綾織無地染で、需要の多い綿布である。これは、アフリカ人男性のショーツ、婦人の腰布およびフンガムトンボに利用された。標準品は、ベルギー領コンゴの企業（Societe Textile Africaine）の製品で、糸が太く糊が固い手触りのごつごつしたものであった。日本製品も相当入っており、モンバサ経由で輸入される名古屋の杉本商会の製品は好評であった。アフリカ人男性は、カーキ綾のショーツまたは長ズボンをはいていた。カーキ綾は、キテンゲに次いで需要の多い綿布である。その主要供給国は、日本、イギリス、オランダ、ベルギーであるが、調査によるとスタンレーヴィルでは日本製品が優勢であった。

生地綿布は、主として「アメリカニ」と称される粗布である。その用途は腰巻を主とする。イギリス領東アフリカでは、日本製の生地綿布の輸入量が最も多かったが、コンゴではむしろ捺染が多く、生地綿布は比較的少ない。生地綿布の輸入品は8割まで日本製品であるが、ベルギー領コンゴの製品と競争状態にあった。

糸染綿布は、男子用の肌着の製造に用いられる。肌着地には捺染縞物や無地染もあったが、縞三綾が多かった。茂垣領事の報告では、縞三綾の代用としてギンガムも向くと思われたが、まだ紹介されていなかったようである。この他に、ショールまたはパンデモジャと称される赤黄白糸で織った大柄縞物の腰布が喜ばれる。また、糸染は、6割4分まで日本製

品、2割4分がベルギー製品であった。茂垣領事は、全体としてみれば、日本の躍進振りには驚嘆すべきものがあるが、捺染綿布キテングを主とするイギリスの地位は牢固たるものがあると報告を締めくくっている²⁶⁾。(表3、表4参照)

表3 ベルギー領コンゴの綿布輸入額(国別)1932-1936年 単位ポンド

年	輸入額	日本	イギリス	ベルギー
1932	49,578	3,082(6)	25,316	16,381
1933	52,174	10,225(19)	27,277	10,477
1934	53,367	18,183(34)	22,857	6,565
1935	96,836	43,025(44)	—	—
1936	125,296	83,473(66)	—	—

注：()内%

資料：外務省通商局『海外経済事情』各号

表4 ベルギー領コンゴの綿布輸入額(種類別),1932-1936年 単位ポンド

年	晒綿布	未晒綿布	捺染綿布	反染綿布	糸染綿布
1932	988(52)	5,081(1,434)	23,507(504)	19,392(1,075)	—
1833	1,146(192)	5,017(3,464)	28,180(3,318)	17,407(3,208)	—
1934	2,473(880)	6,040(4,960)	25,222(5,139)	12,620(3,038)	6,876(4,128)
1935	3,619(1,339)	8,037(7,238)	54,185(18,289)	17,535(6,245)	13,462(9,917)
1936	5,426(3,371)	16,855(15,662)	60,123(34,176)	23,659(15,329)	19,237(14,937)

注：()内は日本品の輸入額

資料：外務省通商局『海外経済事情』各号

4. コンゴ盆地条約改訂問題と日英関係

(1) コンゴ盆地条約改訂問題

コンゴ盆地条約は、サンジェルマン・アン・レーにおいて1919年9月10日に作成され、締約国の全権委員が署名調印したものである。本条約の第15条第5項にみられるように、日本が条約の批准書をフランス政府に寄託したのは、1920年7月31日と見ることができる。また、第15条第1項では、署名国が本条約の実施日より10年の期間満了の際、経験上必要な修正を加えるために会合する、と規定されているので、本条約改訂会議開催の期日は、実施期日から数えて10年目、すなわち1930年7月31日がそれにあたる。

加藤書記生の調査報告によると、1920年代中頃よりすでにイギリスの植民地に関してこの条約の改訂要求が出されていた。たとえば、ポルトガル領東アフリカのモザンビークとキリマネの地方は、この条約の適用区域に入っており、しかもポルトガルは批准国であるにもかかわらず、本国品には特惠税が存し、綿布と綿毛布などにおいて差別待遇が行なわれてきたとの指摘もあった。したがって、条約に関してこのような解釈の相違があるのはいかなるも

のかと言う声がイギリスの輸出業者からあがっていた。また、ケニア植民地と南アフリカ連邦の間で相互に有利な関税協定を結ぼうとする動きが見られたが、この条約のために不成立に終わったという経緯もあったようである。ケニア植民地では、立法議会での定員の変更や将来自治を要求する声が在住イギリス人の間で高まっていたが、その場合、この条約の拘束から脱せるのかという問題に耳目が集まっていた。北ローデシアの一部は条約の適用区域であるが、南アフリカ連邦との関税同盟にどのように対処するかという問題も浮上していた。このような状況の下、イギリスでは Joint East African Board が中心になってこの条約を研究し始めていた²⁷⁾。

条約の改定日がさし迫ってくるのに伴って、この条約に最も関係の深いイギリス本国およびイギリス領東アフリカ植民地においては、イギリス製品に対して特惠税率を設定する権利を獲得する必要があると論じるものが多くなった。彼らは、あらゆる機会を捉えてこのような趣旨の運動を試み、イギリス政府に改訂を迫るものが増加してきた。他方、特惠関税の設定に反対するものもいたために、世論が統一されていたわけではない。したがって、イギリス政府においても条約改訂会議に対する準備は、必ずしも整っていたようには見えない。以上のような背景の中で、在日イギリス大使からは、外務大臣に対して1930年7月23日付の書簡で、条約改訂会議の開催期日を1935年7月31日と定めたいとの提案が行なわれている。

この提案に対して日本政府は、8月12日付の書簡で、他の署名国において反対がない限り条約改訂会議の開催になんら異議がないとの回答を行なった。この条約では、通商上の均等待遇を約定されている結果、アフリカの植民地統治国はこの条約に拘束されて、自国の植民地といえども自国製品に対して有利な特惠関税又は差別的関税制度を設けることができなかった。これに対して、日本は、アフリカにおいて政治的権益を持たなかったが、機会均等主義の恩恵を受けていた。この条約は、日本の対アフリカ貿易の機会を保障するものとなっており、この条約のためになんらかの不利益を経験したことがなかったからである。

イギリスの提案を受けたのは、関係署名国の中で、日本をはじめフランス、ベルギー、ポルトガルを加え、4カ国であった。イタリアとアメリカ合衆国は、当時はまだ批准していなかったもので、この4カ国の同意によって改訂延期の合意が成立した。法律上の解釈問題は別として、その後、事実上いずれの署名国からも条約改訂の措置をとることはなかったのである²⁸⁾。

(2) コンゴ盆地条約廃棄の可能性と日本の立場

イギリスの動向をうけて、日本政府は、コンゴ盆地条約に対する自らの立場を明らかにするために研究を行なっている。1919年の条約には、廃棄に関する規定がないために、ある縮

約国の一方的な意思で廃棄できるかどうかの問題とされた。当時の多数派の学説では、このような場合、廃棄できないと論じられていた。研究者の間では、一方的廃棄の理由としていわゆる「締約当時の事態存続条款」(Clausula rebus sic stantibus)があげられたが、はたしてこの条款の適用を合理的と判断できるような事態に変化が生じたのかどうかの認定に関する基準が研究者によって異なり、定説がなかったからである。また、実際問題としても、締約国はおのこの自由に条約を解釈する権利を持っており、結局、ある締約国はこの条款を援用して一方的な廃棄を主張することがあるし、また、別の締約国はこの解釈ないし行為を承認する義務もなかったのである。この点について、国際間の先例に照らして考えてみても、この条款を援用して条約を一方的に廃棄した場合は、極めて少なく、また、その場合、他の締約国は常に廃棄を承認しない例が多かった。

一般論は別として、この条約の成立の経緯および目的から見た場合、一方的廃棄は不可能であるとの判断が示された。すでに述べたように、コンゴ盆地条約は、コンゴ盆地地域に関する1885年2月26日のベルリン一般議定書、ならびにこれを補足修正した1890年7月2日のブリュッセル一般議定書および宣言書で趣旨を更に確立し、その後の事態の変化に適応すべく修正を加えるために締結されたものである。これは、ベルリンおよびブリュッセルの一般議定書に代わるものであった。

ベルリン会議の一般議定書は、中央アフリカにおいてヨーロッパ諸国が通商および経済上の発展のために植民地または勢力範囲の獲得に熱中した結果、諸国間に衝突の恐れが大きくなったとき、コンゴ川の流域およびその隣接地において通商航海の自由および内外国民に対する商業上の均等待遇を保障することによって互いに勢力範囲の現状維持の下で平和の維持をはかろうとする目的で締結された。同時に、この議定書は、この地方において行なわれていた奴隷制度やアフリカ人売買の弊習を禁止し、一般にアフリカ人の精神的および物質的福祉を増進しようとする文化的、人道的目的もあわせて持っていたのである。

したがって、この議定書は、国際連盟規約第22条第5項のB式委任統治地域に関する規定の精神と同じものであり、コンゴ盆地地域において権力を行使する締約国はこの条約によって平和および人道の見地から自らの権力行使に関して一定の制限を受け入れたものであると解釈された。反面から見れば、締約国は、このような制限を条件として権力の行使が認められたといえる²⁹⁾。

一例をあげれば、1938年5月31日、イギリス議会において日本品のコンゴ盆地地方に対する進出が問題となり、この条約がイギリスの貿易に対して不利益を醸成していると考え、改訂してはどうか、との議員の質問が行なわれた。これに対してスタンレー商務大臣は、この改訂には署名国すべての同意を必要とし、イギリスのみよって一方的に破棄することは不可

能であり、日本もまたこの条約の署名国であると回答している³⁰⁾。

また、在イギリス帝国全権大使 重光 葵の報告「「コンゴ盆地条約問題」」は、1930年代中頃の日本のコンゴ盆地条約に対する態度を知る上で興味深いものである。重光は、おおむね次のような論旨を展開していた³¹⁾。

「イギリスの通商政策問題に関連して、保護論者の間にコンゴ盆地条約の廃棄を強硬に主張するものがある。これは、イギリスは原則として国際協定によって自国の関税自主権の束縛を受ける理由はないという考え方と、条約加盟国である日本が利益を受けているにもかかわらず、各市場においてイギリスの貿易が圧迫されており、現状のままこの条約を放任する義理はないという見方、から出発したものであった。」(124ページ)

「第一次世界大戦前とは反対に、各国の間では、植民地で自国の貿易業者に最大の利益を与えるために、極度まで、関税自主権を行使して差し支えないという考えが普及している。現に、世界恐慌期の1931年以来、各国政府は、国際協定により門戸開放を余儀なくせられている地域を除き、おのおのの植民地市場に新関税の設定、税率の引上、または輸入割当制度などの方法によって、特惠関係の強化に努めてきている。顕著な例は、イギリス帝国・植民地間における1932年のオタワ協定である。この間に、フランス、スペイン、ポルトガル、イタリアおよび日本などの諸国においても、母国の利益のために、その植民地と第三国との貿易は、従来よりも更に制限されるようになった。ベルギーの植民地は、コンゴ盆地条約に含まれているために、門戸開放が維持されている。既にオランダ領東インドでは、日本から輸入される一定の商品に対して、特別の措置をとるのもやむを得ないとの考えに傾いている。」(124ページ)

「門戸開放地域で重要なものは、委任統治地域である。すなわち、A式およびB式の委任統治地域では、貿易上の機会均等主義は、大体公平に行なわれている。C式の委任統治地域は、本国の一部として統治されているから、被委任統治国と委任統治国との間に、特惠関係を設定することができる。イギリスは、常設委任統治委員会に対し、規定遵守の義務があるから、A式およびB式委任統治地域における門戸開放規定に違反することは考えられない。もしイギリスが故意にそれに違反すれば、国際連盟行政の主要部分を破壊することになるばかりでなく、他の被委任国が同様の行動に出て、たとえば、シリア、ルアンダ・ウルンディなどで、イギリスの貿易が差別的待遇を受けたとしても、抗議の余地はなくなるであろう。」(125ページ)

「コンゴ盆地条約にあらわれた門戸開放の規定は、1919年のサンジェルマン・アン・レー条約に基づくものである。この協定は、元のドイツ植民地、なかでもタンガニーカその他がイギリスおよび連合国に委譲された結果、成立を必要としたものであった。コンゴ盆地条約

の起源は、当時、イギリスとポルトガルとの協約のため、門戸を押しえられていたコンゴ盆地開発の機会を、ドイツおよびフランスにも享受させるためであった。その後、各国の通商権益調整を目的として、コンゴ盆地の貿易は、諸外国に対して平等に開放されることになった。」(125ページ)

「この条約により通商上の門戸開放の適用を受ける構成地域において、かりにイギリスが自国の植民地について本条約の廃棄を執行するようなことになれば、イギリスの貿易業者はその他の地域で差別待遇を受けることになる。その結果、もっとも経済上重要なベルギー領コンゴの開発に利害を有するイギリスの金融および工業上の権益は打撃を受けるであろう。」(125ページ)

「また、この条約は、加盟国のいずれもが互恵的利益を受ける集团的取り決めである。したがって、日本を除外することは、条約違反であるばかりでなく、まったく同様の立場にある加盟国、たとえばアメリカ合衆国に対する国際的信義を裏切ることになるであろう。しかも、この条約は、1880年代および90年代のアフリカにおける通商上の権益その他の特権の争奪における列国の敵対意識を冷却させるのに役立つ。門戸開放の便宜を撤廃するようなことになれば、国際関係は必然的にさらに悪化すると予想される。」(126ページ)

「コンゴ盆地で消費される物資の中では、綿製品はもっとも重要である。好況であった1937年でさえ、同盆地内に輸入された製品は、150万ポンドにも達していない。現状のままでもコンゴ盆地の貿易は、その大部分が本国との間で行われており、たとえばイギリスはケニアおよびウガンダの輸入貿易の約40%、ベルギーはベルギー領コンゴの輸入貿易の約40%以上を占めている。これらは、国家間の差別待遇ではなく、むしろ植民地が人的関係、公的および経済的關係からある程度まで本国貿易組織と不可分の関係に立つことによる。植民地政府の公共事業に関する契約および政府所用品の購入は、本国に対して行われるのが自然である。本国との貿易を増進するために植民地における外国品に対して部分的制限が加えられる場合でも、制限を受けた外国製品が同種の本国品より安価な場合、現地の人々が必ず本国品を購入するとは、限らないであろう。」(126ページ)

「イギリスの植民地で、帝国特惠関税が実施された結果、イギリスの製造業者が獲得した通商上の利益が、そのために外国製造業者の損失と比べて著しく少なかった例はない。ある場合には、外国からの競争を抑制する必要があることは言うまでもないが、コンゴ盆地条約の廃棄を主張するものが称えるような差別待遇政策に従うことは、イギリスの通商の利益を確保することにはならない。要するに、コンゴ盆地地域を構成する各属領の本国は、それぞれ大部分の貿易を占めているから、本条約の廃棄は、必然的に加盟国間の報復を招くであろう。コンゴ盆地条約は、植民地通商に関する理想的基準をなすものであり、平和を希望する

関係各国政府の努力によって存続されねばならない。」(126ページ)

5. むすび—今後の課題—

本研究でとりあげたコンゴ盆地条約は、後発の非ヨーロッパ帝国たる日本の前哨を形成する上でヨーロッパ列強の形成した国際秩序が一定の役割を果たしたことを予想させるものであった。すなわち、ヨーロッパ帝国主義の形成に非ヨーロッパという基礎が不可欠であったのと表裏の関係として非ヨーロッパ帝国主義の成立には、ヨーロッパの形成した国際秩序が基盤として必要とされたのである。

ところで、コンゴ盆地条約の改廃の動向を背景にして興味深い対アフリカ通商戦略の提言が行われた。それは、ケニア植民地のモンバサに駐在した領事、茂垣長作が、外務大臣 広田弘毅にあてた「『コンゴ』盆地条約改廃運動対策トシテウガンダ棉買付助成ニ関スル件」という提言書の中に見られる。その中で、次のような一文があった³²⁾。

「本邦品防圧阻止の方面より見れば東阿は条約問題懸案中は事南阿の如く焦眉の急を告げ居らざるも今や重大なる転換期に立つ近く来たることあるべき不利情勢を未然に防止する意味に於いて現在南阿羊毛買付以上に国策的措置を要求しつつあり東中阿对本邦輸出貿易の消長は一に盆地条約の運命によりて決せらるべきものにして本件条約存続工作としては勿論多くあるべきも東阿に於て本邦の需要する唯一商品たる綿花の買付による貿易尻の改善は是非とも実現し置かざるべからざる」

「右は謂はば基礎的工作と思考する次第にして本件に関しては東阿对本邦輸出品の太宗を以て目すべきは原綿と不離の関係にある綿布綿織物たる事実には甚大の考量を加ふべきものと信ず南阿羊毛に就いては大体南阿向本邦輸出品は原毛とは無関係商品なるところに買付助成上一大困難ありたりと見らるるが此の点に関しては東阿の問題は関係方面の支援期待上前者より稍安易の点あり」

茂垣の提言は、コンゴ盆地条約の改廃への動きをけん制し、東アフリカにおける日本品に対する非難を緩和するために、南アフリカについてとられた戦略的羊毛買付と並行して原料綿花の買付を戦略的に行なうべきとするものであった。この戦略が実際に実施されたのかどうかは、現在の段階では不分明なところもあるが、羊毛買付とならぶ原綿買付というような戦略が考えられるにいたるには、それを可能とするような状況が存在していたことを予想させる。そうであるとすれば、1930年代当時のアジア・アフリカを包む国際経済秩序がどのような形で存在していたのか、を明らかにする必要がある。それは、近年、わが国で顕著になってきたアジア国際秩序の形成史に関する諸研究あるいはもっと広く近代国際経済秩序の形成に関する歴史的研究と本研究をどのようにつなげるかという点と関連している³³⁾。以上

を今後の課題として本研究ノートを結んでおきたい。

注

- 1) 第3回アフリカ開発会議(Tokyo International Conference of African Development, TICAD III)が2003年10月に開催された。Opening Remarks by Mr. Yoshiro Mori, Chairperson of TICAD III, 29 September 2003, Tokyo, Highlights of the Summary by the Chair of TICAD III, Closing Address by Mr. Yoshiro Mori, Chairperson of TICAD III, 1 October 2003, Tokyo, およびTICAD Tenth Anniversary Declarations, 1 October 2003, Tokyo. を参照。
- 2) これまでの研究としては、以下のものがある。K.Kitagawa, "Japan's Economic Relations with Africa between the Wars: A Study of Japanese Consular Reports", Kyoto University, *African Study Monograph*, Vol.11, No.3, 1990. K.Kitagawa, "Japan's Trade with East and South Africa in the Inter-War Period: A Study of Japanese Consular Reports", *Kansai University Review of Economics*, No. 3, 2001. K.Kitagawa, "Japan's Trade with South Africa in the Inter-War Period: A Study of Japanese Consular Reports", in Chris Alden and Katsumi Hirano eds., *Japan and South Africa in a Globalizing World : A Distant Mirror*, Ashgate, Hampshire, 2003.
- 3) これ以外に、以下の外務省記録を参照した。外務省記録1-6-3-2/5「各国内政関係雑纂 公果国」、外務省記録2-5-1-59「白『コンゴ』通商条約締結一件」、外務省記録3-4-4-27「公果国内外公債雑件」、外務省記録B-1-0-0-BE/PR1「『コンゴ』に関する白葡条約一件」、B-2-0-0-B/BE3「英白間白領『コンゴ』に関する生産品買上協定並財政協定関係一件」、外務省記録E-1-2-0-X1-BE2「各国財政経済及金融関係雑纂『コンゴ』の部」、外務省記録E-2-8-0-2-20「外国見本市関係雑件 白耳義領『コンゴ』『レオポルドヴィル』の部」、外務省記録E-3-1-2-X1-BE2「各国関税並法規関係雑件『コンゴ』の部」
- 4) 磯貝辰典、黒澤文貴、櫻井良樹『日本—ベルギー関係史』白水社、1989年、209ページ。『19世紀の日本とベルギー—近代化と国際環境—』(関西大学と協定校間の共同研究助成事業報告書 研究代表者 朝治啓三、2002年3月)を参照。
- 5) 安政期は、1855年11月13日から1860年3月18日までをさす。なお、「改税約書」については、大久保利謙他編『近代史史料』吉川弘文館1965年、38~40ページを参照。
- 6) 磯貝辰典、黒澤文貴、櫻井良樹『日本—ベルギー関係史』210ページ。
- 7) 「コンゴ国と修交条約に関する件」(1899年8月2日付 特命全権公使 井上勝之助から外務大臣 大隈重信宛書簡、「コンゴ自由国政府との宣言書交換の件」(1900年3月9日付 ベルギー国特命全権公使 本野一郎より外務大臣 青木周蔵宛書簡、「日本帝国とコンゴ自由国間の宣言書草案」(1900年10月7日付 首相 山形有朋から外務大臣 青木周蔵宛書簡)(外務省記録2-5-1-59「白『コンゴ』通商条約締結一件」所収)
- 8) 第二次桂太郎内閣の期間は、1908年7月14日から1911年8月29日までであった。磯貝辰典、黒澤文貴、櫻井良樹『日本—ベルギー関係史』211-213ページ。
- 9) 磯貝辰典、黒澤文貴、櫻井良樹『日本—ベルギー関係史』214ページ。
- 10) 磯貝辰典、黒澤文貴、櫻井良樹『日本—ベルギー関係史』215ページ。「日本—白耳義通商条約改正」外務省記録2-5-1-43, 90, 111を参照。
- 11) 「一八八五年二月二十六日の伯林一般議定書並千八百九十年七月二日の『ブリュッセル』一般議定書の改正に関する条約の解説概要」(外務省記録B-10-5-0-8「伯林一般議定書並『ブラッセル』議定書改訂に関する国際条約関係一件(コンゴ—盆地条約)」所収) 1ページ。
- 12) 「一八八五年二月二十六日の伯林一般議定書並千八百九十年七月二日の『ブリュッセル』一般議定書

- の改正に関する条約の解説概要」1-2ページ。
- 13) 「委任統治地域に於ける通商均等待遇問題及コンゴ盆地条約の研究」(外務省通商局第6課調書) (外務省記録 B-10-5-0-8「伯林一般議定書並『ブラッセル』議定書改訂に関する国際条約関係一件(コンゴ盆地条約)」所収) 117-118ページ。
 - 14) 「委任統治地域に於ける通商均等待遇問題及コンゴ盆地条約の研究」(外務省通商局第6課調書) 119-120ページ。なお、“Protocols and General Act of the West African Conference” presented to both Houses of Parliament by Command of Her Majesty, March 1885. in *British Parliamentary Papers: Papers Relating to Africa, 1802-99*, Irish University Press, 1968. も参照。
 - 15) 「委任統治地域に於ける通商均等待遇問題及コンゴ盆地条約の研究」(外務省通商局第6課調書) 120-124ページ。
 - 16) 「館員白耳義へ出張の件」(1927年6月27日付 ケープタウン領事 今井忠直から外務大臣 田中義一宛書簡(外務省記録 E-1-2-0-X1-BE2「各国財政経済及金融関係雑纂『コンゴ』の部」所収) また、外務省通商局『白耳義領コンゴ経済事情』(昭和2年)を参照。
 - 17) 外務省通商局『白耳義領コンゴ経済事情』61-64ページ。なお。「公果事情」(昭和11年6月10日、23日、9月9日、24日、10月14日、26日、11月24日、12月7日、8日付 ベルギー臨時代理大使 大森元一郎、昭和12年1月26日付 特命全権大使 来栖三郎 報告、外務省通商局『海外経済事情』第7号(昭和12年4月10日)所収)を参照。
 - 18) 外務省通商局『白耳義領コンゴ経済事情』65-67ページ。
 - 19) 外務省通商局『白耳義領コンゴ経済事情』69、72-75ページ。また、大阪商船会社『阿弗利加航路史』1956年および大阪商船会社『東アフリカ経済事情調査報告書』1924年を参照。「白領公果の経済事情」(昭和2年10月11日付 在ベルギー特命全権大使 安達峰一郎から外務省通商局) (『海外経済事情』1062号 1928年1月15日所収)
 - 20) Katsuhiko Kitagawa, “Japan’s Trade with East and South Africa in the Inter-War Period: A Study of Japanese Consular Reports”, *Kansai University Review of Economics*, No.3, March 2001, p.15. なお、東アフリカにおける日本品の輸出入に関する領事の年次調査報告については、『海外経済事情』(外務省通商局)各号を参照。
 - 21) Katsuhiko Kitagawa, “Japan’s Trade with East and South Africa in the Inter-War Period: A Study of Japanese Consular Reports”, pp.16-17.
 - 22) Katsuhiko Kitagawa, “Japan’s Trade with East and South Africa in the Inter-War Period: A Study of Japanese Consular Reports”, pp.17-18.
 - 23) 「本邦商品市場としての白領公果」(昭和11年3月26日付 在モンバサ領事 茂垣長作から外務省通商局)『海外経済事情』15号 昭和11年8月10日 所収。
 - 24) 「本邦商品市場としての白領公果」(昭和11年3月26日付 在モンバサ領事 茂垣長作から外務省通商局) 128-129ページ。外務省通商局『白耳義領コンゴ経済事情』61-64ページ。
 - 25) 「本邦商品市場としての白領公果」(昭和11年3月26日付 在モンバサ領事 茂垣長作から外務省通商局) 130ページ。
 - 26) 「本邦商品市場としての白領公果」(昭和11年3月26日付 在モンバサ領事 茂垣長作から外務省通商局) 132-135ページ。
 - 27) 外務省通商局『白耳義領コンゴ経済事情』54-58ページ。Joint East African Board は、1923年以来結成されたイギリスの実業家集団である。この集団は、植民地省(Colonial Office)や植民地総督と定期的に接触してきた。また、保守党の帝国問題委員会にも代表を出している。
 - 28) 「委任統治地域に於ける通商均等待遇問題及コンゴ盆地条約の研究」(調書 昭和13年 通商局第6

- 課) 125-126ページ。
- 29) 「委任統治地域に於ける通商均等待遇問題及コンゴ盆地条約の研究」(調書 昭和13年 通商局第6課) 128-129ページ。
- 30) 昭和13年6月2日付 在英大使吉田茂から宇垣外相宛電報。(外務省記録 B-10-5-0-8「伯林一般議定書並『ブラスセル』議定書改訂に関する国際条約関係一件(コンゴ盆地条約)」所収)
- 31) 「コンゴ盆地条約問題」昭和14年7月27日付 在英帝国特命全権大使 重光 葵から外務省通商局宛報告『海外経済事情』19号 昭和14年10月10日。引用にあたっては、原文の趣旨を生かしつつ、筆者がパラフレーズした箇所がある。
- 32) 「『コンゴ』盆地条約改廃運動対策トシテウガンダ棉買付助成ニ関スル件」昭和10年2月18日付 在モンバサ領事茂垣長作から外務大臣広田弘毅宛(外務省記録 B-10-5-0-8「伯林一般議定書並『ブラスセル』議定書改訂に関する国際条約関係一件(コンゴ盆地条約)」所収)
- 33) 秋田茂・籠谷直人編『1930年代のアジア国際秩序』溪水社 2001年および山本有造編『帝国の研究—原理・類型・関係—』名古屋大学出版会、2003年に収められ諸論考を参照。なお、S. Akita ed., *Gentleman Capitalism, Imperialism and Global History*, Palgrave, Hampshire, 2002. も参照。